

## 令和3年第4回中頓別町議会定例会会議録

### ○議事日程（第1号）

令和3年12月15日（水曜日） 午前10時00分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議会運営委員会報告
- 第 3 会期の決定
- 第 4 諸般の報告
- 第 5 行政報告
- 第 6 同意第 4号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 第 7 一般質問
- 第 8 議案第43号 中頓別町立学校施設の使用に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 9 議案第44号 令和3年度中頓別町一般会計補正予算
- 第10 議案第45号 令和3年度中頓別町自動車学校事業特別会計補正予算
- 第11 議案第46号 令和3年度中頓別町国民健康保険事業特別会計補正予算
- 第12 議案第47号 令和3年度中頓別町国民健康保険病院事業会計補正予算
- 第13 議案第48号 令和3年度中頓別町水道事業特別会計補正予算
- 第14 議案第49号 令和3年度中頓別町下水道事業特別会計補正予算
- 第15 発議第 6号 地球温暖化、海水温上昇に伴う水産漁業被害の解明と支援策を求める意見書（案）
- 第16 閉会中の継続調査申出について

### ○出席議員（8名）

- |             |             |
|-------------|-------------|
| 1番 高橋 憲一 君  | 2番 長谷川 克弘 君 |
| 3番 西浦 岩雄 君  | 4番 宮崎 泰宗 君  |
| 5番 東海林 繁幸 君 | 6番 星川 三喜男 君 |
| 7番 細谷 久雄 君  | 8番 村山 義明 君  |

### ○欠席議員（0名）

### ○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 小林 生吉 君

副町長	遠藤義一君
教育長	相座豊君
総務課長	小林嘉仁君
総務課参事	笹原等君
総務課参事	野田繁実君
総務課主幹	市本功一君
総務課主幹	石川章人君
総務課主幹	矢部智彦君
農業委員会会長	森川健一君
産業課長	平中敏志君
産業課参事	永田剛君
産業課参事	西川明文君
産業課主幹	北村哲也君
建設課長	土屋順一君
建設課参事	長尾享君
建設課主幹	北村正樹君
建設課主幹	後藤晃昭君
保健福祉課長	相馬正志君
保健福祉課参事	山田美緒子君
教育次長	工藤正勝君
教育委員会主幹	小林美幸君
国保病院事務長	西村智広君
会計管理者	庵日鶴君
認定こども園園長	大島朗君
自動車学校長	山田和志君

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 今野真二君

◎議長の挨拶

○議長（村山義明君） おはようございます。議員各位におかれましては、令和3年第4回定例会にご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

新型コロナウイルスの感染が減少しており、道内でも1桁台の感染者で推移していますが、新たな変異株としてオミクロン株が国内でも数件確認され、流行の兆しがありますので、本定例会においても引き続きマスクの着用、手の消毒などの感染対策に努めていただきたいと思っておりますので、ご協力をよろしく申し上げます。

◎開会の宣告

○議長（村山義明君） 定足数に達しておりますので、ただいまから令和3年第4回中頓別町議会定例会を開会いたします。

（午前10時00分）

◎開議の宣告

○議長（村山義明君） 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程については、お手元に配付した議事日程第1号のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（村山義明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、1番、高橋さん、7番、細谷さんを指名します。

◎議会運営委員会報告

○議長（村山義明君） 日程第2、議会運営委員会報告を行います。

議会運営委員会委員長の報告を求めます。

長谷川さん。

○議会運営委員長（長谷川克弘君） おはようございます。それでは、議会運営委員会報告を行います。

本委員会は、第4回中頓別町議会定例会の会期日程等議会の運営に関する事項に関し、12月1日及び12月3日に委員会を開催したので、その内容を報告いたします。

1、本定例会の会期については、本日12月15日から12月17日までの3日間とする。

2、本日の議事日程については、日程第1号のとおりである。

3、一般質問について、通告期限内に通告したのは3議員である。

4、町長提出議案の取扱いについて、全議案本会議で審議する。

5、意見書について、地球温暖化、海水温上昇に伴う水産漁業被害の解明と支援策を求

める意見書（案）は、高橋議員から発議される。

6、説明員の出席について、新型コロナウイルス感染対策として議場での密集を避けるため、必要最小限の説明員での対応とすることの協力をお願いしたい。

7、閉会中の郵送陳情等の取扱いについて、全議員に写しを配付する措置を取り、議長預かりとした。

8、本日の会議の冒頭から一般質問終了時まで、役場町民ホール及び町民センターに設置されたテレビに配信する。

以上で議会運営委員会報告を終わります。

○議長（村山義明君） これにて議会運営委員会報告は終了しました。

#### ◎会期の決定

○議長（村山義明君） 日程第3、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、議会運営委員会報告のとおり、本日12月15日から12月17日までの3日間にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日12月15日から12月17日までの3日間とすることに決しました。

#### ◎諸般の報告

○議長（村山義明君） 日程第4、諸般の報告を行います。

議長一般報告につきましては、お手元に印刷配付のとおりですので、御覧の上、ご了承願います。

所管事務調査報告は、いきいきふるさと常任委員会委員長からいただきます。

宮崎さん。

○いきいきふるさと常任委員長（宮崎泰宗君） おはようございます。先日調査を行いましたいきいきふるさと常任委員会所管事務調査について報告させていただきます。お手元の所管事務調査報告書を御覧ください。

令和3年12月15日、中頓別町議会議長、村山義明様。

いきいきふるさと常任委員会委員長、宮崎泰宗。

所管事務調査報告書。

本委員会は、所管事務調査を実施したので、その結果を次のとおり報告します。

記、1、調査事項、（1）、中頓別町総合計画について、（2）、除雪センター詰所建替について、（3）、認定こども園遊具施設設置業務について。

2、調査の方法、資料による説明聴取。

3、調査の期間、令和3年11月30日。

4、場所、議場。

5、調査の結果、本委員会は、9月10日、令和3年第3回定例会で議決された継続調査として所管事務調査を行った結果、次のとおり意見の集約をみた。

6、調査意見、(1)、中頓別町総合計画について

①、大きなテーマである施策それぞれに多くの事業を含める必要性があるのは理解できるが、その中でも特に重要視されているもの、実施していく優先順位のようなものが明確に分かる表記も必要と考える。

②、各事業においても、例えば中学生の語学研修についてはこれまでと変わらずハワイでの実施となっているが、英語圏全域を対象にするなど、実施内容を限定しない柔軟な選択肢を設ける必要もあると考える。

③、動画版の計画には手軽さという利点もあるが、テキスト版についても内容をさらに分かりやすくまとめて配布されることを望むものであり、選択肢が限られる住民も公共施設等で動画に触れられる機会を設けるべきと考える。

(2)、除雪センター詰所建替について

設計費の算出方法等について一定の理解は得られたが、高額な建物が業務の効率化に必ずしも直結するわけではないとの認識もあり、建設費については最低限の設備の中で調整し、可能な限り圧縮されることを望むものである。

(3)、認定こども園遊具施設設置業務について

遊具や設備の更新等を最大限実施した場合の工事費が約2億7,000万円と大変高額になっているとのことで、今後相当額精査されていくものと思われるが、経費の抑制に加え、今後も活かされるべき芝生などの保護も含めて高額な環境整備の必要性を判断すべきと考える。また、便利な遊具等に頼らない環境での取り組みが体力や運動能力の向上、想像力(創造力)などの発育をより高めるとの考え方もあることから、シンプルな道具や遊具、より自然に近い環境が多く整備され、たくさんの学びや遊びにつながることを望むところである。

以上、報告とさせていただきます。

○議長(村山義明君) これにて諸般の報告は終了しました。

◎行政報告

○議長(村山義明君) 日程第5、行政報告を行います。

本件については、町長一般行政報告としてお手元に印刷配付のとおりですので、御覧の上、ご了承願います。

これにて行政報告は終了しました。

◎同意第4号

○議長(村山義明君) 日程第6、同意第4号 固定資産評価審査委員会委員の選任につ

き同意を求める件を議題とします。

提出者の説明を求めます。

小林町長。

○町長（小林生吉君） おはようございます。本定例会、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。同意第4号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて。

下記の者を固定資産評価審査委員会の委員に選任したいので、地方税法第423条第3項の規定によって、議会の同意を求める。

氏名は十倉仁さんであります。

十倉さんにつきましては、現在42歳でありますけれども、本町においても大変期待される農業者でありますけれども、本町の農協青年部長のみならず、宗谷地区の青年部の会長として、また令和元年、令和2年においては北海道における農協青年部協議会の副会長を務めるなどのご活躍をされておられます。この固定資産評価審査委員会の選任に当たりまして、これまでに中頓別町の基幹産業である酪農を支え続け、今申し上げましたような略歴がある人物であることから、適当と判断しての選任のお願いでございます。全員一致での同意についてお願いを申し上げたいと思います。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより同意第4号を採決します。

この採決は起立によって行います。

同意第4号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山義明君） 起立多数です。

よって、同意第4号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求める件は同意することに決定しました。

#### ◎一般質問

○議長（村山義明君） 日程第7、一般質問を行います。

本定例会では3名の議員から一般質問の通告がありました。

順番に発言を許します。

受付番号1番、議席番号7番、細谷さん。

○7番（細谷久雄君） 皆さん、おはようございます。受付番号1番、議席番号7番、細谷でございます。それでは、さきに通告いたしました1点の項目、労働寿命についてご質問させていただきます。行政側の誠意あるご答弁と町民目線での真摯な議論を求めていき

たいと思います。また、新型コロナウイルスの感染防止のためにもなるべく短い時間での一般質問にしたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、労働寿命についてご質問させていただきます。本年7月に我が国の平均寿命は男性が81.64歳、女性が87.74歳との発表があり、終戦直後と比べ約30年も延びました。そこで、健康寿命という言葉がありますが、健康寿命とは日常的に介護を必要としない自立した生活ができる生存期間のことです。この健康寿命からもう一步進めて、労働寿命を延長させることが我が国の超高齢社会を乗り切る道ではないかと考えます。労働寿命という概念はまだ確立しておりませんが、働く年齢を延ばすことが健康維持に結びつき、保険料や税を支払う側に回することで町財政の健全化にも役立つと考えます。そこで、本町において長く働ける社会について町長はどのように考えておられるのか、また今後の高齢者の就業施策についてどのように進めていくおつもりなのかお伺いします。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 細谷議員の労働寿命についてのご質問にお答えを申し上げたいと思います。

人生100年時代を間近に若い世代から高齢者まで働き方も変わってきており、これからも変化が続いていきます。それぞれのライフスタイルの中で高齢期までの過ごし方、高齢期に入ってからのご過ごし方が多様になり、今後はさらに広がっていくものと考えています。昨年度総合計画策定のために行ったアンケート調査では、60歳以上でもフルタイムで働きたい人、自営業を続けたい人、短時間で働きたい、不定期で働きたい、有償ボランティアをしたいという人が一定数おられましたし、短時間労働への関心を尋ねた別の質問でも60歳から79歳までで3割弱、80歳以上でも2割弱の方が関心があると回答されています。私としては、こうした思いや関心を地域課題や様々なところで生じている働き手不足の解決に結びつけることができれば、双方にとってメリットになるというふうに考えています。高齢者に特化したわけではありませんが、働き方改革プロジェクトでも短時間労働について取り上げており、ここでの成果等を踏まえて今後の取組を検討していきたいというふうに思います。

○議長（村山義明君） 細谷さん。

○7番（細谷久雄君） それでは、ただいまのご答弁を伺いまして、再質問させていただきます。

厚生労働省から令和2年版厚生労働白書が公表され、高齢化がピークを迎えるとされる2040年にかけて平均寿命が2歳延びる見通しだということです。その上で2040年に65歳になる人は、男性の4割が90歳まで生き、女性の2割が100歳まで生きると推定し、人生100年時代が射程に入ってきたとして、人生100年時代に向けて健康長寿の支援とともに、高齢者がライフスタイルに応じてどのような働き方を選ぶか、就労以外の学びや社会参加などをどのように組み合わせていくかといった生き方の選択を支える環境整備が重要であると私は考えます。そこで、昨年度総合計画策定のために行った中頓

別町のアンケート調査については理解しました。私なりに調べた内閣府の高齢者の地域社会への参加に関する意識調査によると、現実に仕事を持っている高齢者の割合、就業率に比べ、働きたいという意識を持っている高齢者の割合のほうが高いという調査結果を示しています。これ以外にも高齢者の就業意識に関する調査は行われており、60歳以上の男女に対して何歳頃まで仕事をしたいのかについて尋ねたところ、働けるうちはいつまでもが29.5%が最も多く、次いで70歳ぐらいまでが23.6%、65歳ぐらいまでが21.4%となっています。なお、65歳を超えて働きたいと回答した人は合計で65.9%となっており、性別に見てみると男性は60歳ぐらいまでが8.3%と低い割合に対して女性は14.7%と2倍近くの差が見られ、働けるうちはいつまでもが32.6%で比較的高い割合を示しています。また、国際的な比較を見てみると、我が国は仕事を辞める時期として適当と考える年齢で65歳以上と考えている人の割合は74.3%を占めており、欧米諸国と比較しても高い水準にあり、総じて我が国の高齢者は職業意識が高く、また実際に就労している人も多いと言えるのではないかと思います。さらに、働く理由について尋ねたところ、全体としては経済上の理由が68.1%が最も多く、次いで生きがい、社会参加のため38.7%、健康上の理由23.2%となっており、年齢階級が上がるにつれて経済上の理由の割合が低下していき、生きがい、社会のためや健康上の理由等の割合が増えていき、高齢になるほど働くことを通じて生きがい、健康といった要素が考慮されるようになる傾向があります。多くの人が65歳を超えても働くことを希望し、意欲のある高齢者が働くことを通じて生きがい、社会参加、健康といったことを現実にしていくことは単に人口減少が進行する中で社会の活力維持や持続的な成長を表現するために必要という以上に積極的な意味を持っていると私は思います。

そこで、高齢者などの雇用対策についてお伺いします。団塊の世代のリタイアが加速するにつれて、定年後の高齢者に生きがいを持って過ごすことが人生の重要なテーマになっています。長寿命化が進み、超高齢社会の到来とともに、高齢者が地域や社会を支える担い手として地域活動に参加していくことは高齢者自身の生きがい創出や地域の活力増進にとって必要であると思います。そして、元気な高齢者は、社会の貴重な資産であり、宝です。そこで、地域の特性に合った魅力的な高齢者就業や社会参加の視点から、町として具体的な取組を後押しする必要があると私は思いますが、町長の考え方を伺います。

さらに、働き方改革についてお伺いします。働き方改革の背景には、少子高齢化という日本の現状が深く関わっています。労働力の主軸となる生産年齢人口、15歳以上から65歳未満は、1995年をピークに減少を続けており、将来統計では2060年の生産年齢人口は2010年よりも60%以上も減少するという見込みだそうです。現在日本では、運輸や小売、飲食業などの業界で既に人手不足が懸念されていますが、このままでは労働力不足がさらに進行することは間違いありません。そこで、重要になるのが生産年齢人口が減少する中でいかに労働の質を保ちながら量を維持できるかという点です。長時間働くのではなく、効率を上げて労働生産性を上げること、また多様な働き方を提示することで

労働者を最大限活用できるようにすることを今後考えなければならないと私は思いますが、この2点のことについて町長の考え方を伺います。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 最初の答弁でも申し上げましたとおり、細谷議員のご認識のとおり働きがい、生きがいとして高齢期における高齢者の皆さんの意向に沿うような施策ということに取り組んでいくということが求められているという認識を私も持っております。それで、具体的な高齢者就業をどのように後押しするかという課題であるというふうに思いますけれども、基本的にはリタイアした後の皆さんがどのように働きたいというふうに思っているのかという、そこに即してやりがいのある仕事と結びつけていく方法等を考えていくということではないかというふうに思っています。今町のほうでもハローワーク事業を始めたり、それから特定地域づくり事業協同組合のような仕組みを設けたりということで新たな雇用に関する対策を講じてきているところであります。今後の課題としては、短時間の働きたいというニーズ等についてどんなふうにそれに応えていく仕組みをつくっていくのかというようなところがあるかというふうに思います。そういったこれまで取り組んできている施策やこれから今申し上げましたような短時間労働に対しての取組、こういったところを高齢者の就業等にうまく結びつけていけるかどうかというようなところで対応を考えていきたいというふうに思います。

それと、働き方改革というか、これからの予想される労働力不足に対応したそれぞれの就業場所の在り方ということについて本町においても多くの課題があります。特に給食調理部門であったり、あるいは介護の現場であったり、建設業の働き手の方もそうだと思いますし、商工業者の皆さん、これから働き手の確保をしていくというのが本当に大変になっていくのではないかとこのように思います。効率化とか、そういったそれぞれの企業における改革、改善に対する努力というものはそれぞれに行っていくということが基本であるというふうに思いますけれども、そういった対策に対する支援というようなことも今後考えていく必要があるのかもしれないというふうに思います。1つ、本町行政の中でも2040年問題ということで将来的に公務員数の削減をしていかなければ、働き手が確保できないというような状況に対応した準備というものが求められているところであります。ICTの活用とか、そういったようなことを進めていくということも必要になってくるというふうに考えています。本町も来年4月以降は全町全域でブロードバンドの環境が整うというような状況にありますので、ぜひこうした環境も生かしていただいて働き手が不足していく状況に備えた対策を町全体で取り組んでいけるような対応が必要かなというふうに考えております。

○議長（村山義明君） 細谷さん。

○7番（細谷久雄君） 再々質問をさせていただきます。

町長の中身は大体分かりました。再々質問では、町職員の労働寿命について伺いたいと思います。平均寿命の伸長や少子高齢化の進展を踏まえ、豊富な知識、技術、経験な

どを持つ高齢期の町職員を最大限活用してもらうための地方公務員の定年年齢引上げについてお伺いしたいと思います。2021年6月4日、地方公務員の定年年齢を65歳へ引き上げるための地方公務員法の一部を改正する法律案が国会で可決、成立しました。これを受けて2023年度から31年度まで、現在60歳とされている定年が2年ごとに1歳ずつ上げられることとなりました。このことを踏まえて質問させていただきます。地方公務員の定年が引き上げられるのは、65歳とされた1985年以来のことであると私は承知しております。今回の引上げについては、若年層の人口が減り、人材確保や社会保障制度の維持が困難になってきている現状を変える有効な手段となり得るという評価もありますが、その一方で若手人材の昇進の妨げにならないように配慮が必要であるとか、また民間と比較して公務員が優遇されるような状況をつくるべきではないという様々な意見があることも承知しております。

そこで、町長に伺います。町としては、このたびの地方公務員法の改正をどのように評価しているのか、また町職員の定年について伺いますが、詳細は中頓別町の職員の定年などに関する条例で定められていると承知しておりますが、法の改正を受けて町として条例を改正して町職員の定年延長を進めるにしても、グループ組織内の新陳代謝が適切に図られるような次の時代を担う人材を育成していくことも引き続き求められることだと私は思いますが、これらのことを踏まえて今後町としてどのように対応していくのか、最後に町長に伺いたいと思います。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 職員の定年の引上げにつきましては、基本的に国家公務員の制度に準拠して本町の制度も見直しをしていきたいというふうに考えています。既に民間においても、ちょっと法令名が正確ではありませんので、後でご訂正したいと思います。高齢者の労働機会の確保に関する法律があって、そこでは民間においても65歳までの雇用の確保というようなことが義務でありましたし、それが今さらに引き上げようというようなことになっております。公務員の定年の延長というところが決して民間と異なって特別扱いということではないという認識をしております。年金が支給年齢も引き上がっておりますし、そういったことから国の制度に準じて本町の定年の延長に係る制度も見直しを図っていくということを進めていきたいというふうに思っています。その中でも役職の取扱いというところがあって、基本的には役職については降りるというのが原則とされているというふうに思っています。本町の組織的には、年齢構成がかなりいびつなところもあって、将来的に幹部育成というところをどのようにやっていくかという大きな課題がありますけれども、決して定年延長がそういった人材の育成を阻害するというか、阻むようなことがないよう、むしろそういった人材をさらに活用して人材育成にも努めると、そういったような考え方を基本に今後の人事、組織運営を図っていきたいというふうに考えております。

○議長（村山義明君） 細谷さん。

○7番（細谷久雄君） それでは最後に、働くことは、高齢者にとって収入を得る手段となるだけでなく、生きがいにもつながります。働く意欲がある高齢者が活躍できる場所を数多く設けることが今後重要であると私は思いますので、その辺よろしく願いいたします。

以上で私の一般質問を終わらせてもらいます。

○議長（村山義明君） これで細谷さんの一般質問は終了しました。

引き続き、受付番号2番、議席番号4番、宮崎さん。

○4番（宮崎泰宗君） 受付番号2番、議席番号4番、宮崎です。日本では、急速に感染者数が減少しながらもいまだ終息とまでは至っていない新型コロナウイルス感染症に關しまして、日本においては第6波感染拡大への備えなど今冬の対策等の状況についても伺います。

日本国内における新型コロナウイルスの感染状況は、8月20日に確認された1日の全国新規陽性者数2万5,995人をピークに再び減少し、先月22日には今年最少の50人という日も見られるなど、感染拡大後としては過去最少水準で落ち着いているように思われますが、世界的には再拡大が起きており、日本でもワクチン2回接種の抗体量の減少などから、3回目接種の前倒しが検討されるような状況であります。今月から中頓別町でも医療従事者向けのブースター接種が先行して実施されていると思われませんが、今後のワクチン接種の見通しについてはいかがか。

また、現在の感染縮小状況から、近隣の町村では病院や福祉施設での面会制限について地域内の家族などとの接触を緩和しているところもあるようですが、町内ではどのような対応が取られているのか。

このような状況が続けば、この冬頃からはイベントなども以前のように開催されていくものと思われませんが、これまで慎重な行動が要請されていた飲食や移動の制限などについては今はどのような状況でしょうか。

忘年会など町内でも年末の消費が戻りつつあると感じるところもありますが、売上げの回復とまではいかず、コロナ禍の影響による収入の減少などに加え、様々な物品等の品薄や値上がりも起きており、その中でも特に石油燃料の大幅な値上がりが生活の大きな痛手となっています。道内でも十数年ぶりに福祉灯油を実施するところなどもあり、本町でも今定例会で予算計上されておりますが、どのような形で助成を行うのか。

感染状況が低水準にある中での今後の感染予防等の考え方と併せて伺います。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 宮崎議員の第6波への備えなど今冬の対策についてのご質問にお答えをしたいと思います。

新型コロナワクチン接種は、2回目接種を終了した日から8か月以上経過した方を対象に行うとされていますが、オミクロン株の感染拡大もあり、国も前倒しを検討しています。中頓別町は、5月から医療従事者及び65歳以上の高齢者の接種を開始しましたので、可

能な限り早く3回目の接種を開始したいと考えています。なお、3回目の接種に向けたファイザー製のワクチンについては、12月中に入荷予定であります。

病院等の面会制限に関してですが、病院では現在入院患者は高齢者の方がほとんどで容体の重い患者さんが多いことから、医師の判断により基本はオンライン面会としています。ただし、患者さんの容体が悪く個室対応となった場合は、医師の判断により防護服を着用していただいた上で面会してもらうなどの個別対応をしています。近隣では、面会制限が徐々に緩和されてきていますので、状況を見ながら再検討していきたいと考えています。福祉施設での面会制限については、北海道内の在住者、身内の方のみについては事前予約の上、直接面会を可能としています。また、道外の方については窓越しでの面会での対応とし、施設に来られない方についてはウェブ面会を実施しているということでもあります。

飲食については、忘年会や新年会などの際は北海道飲食店感染防止対策認証店など感染防止を徹底している飲食店等を選び、短時間で、深酒をせず、大声を出さず、会話のときにはマスクを着用するなど感染リスクを回避することが求められています。移動については、いつもと体調が違ふと感じた場合には外出や移動を控え、積極的に診療や検査を受ける、混雑している場所はできるだけ避ける、ふだん会わない方と会う際はより一層感染防止行動を実践するというようなことが求められております。なお、今後の感染状況の変化に伴い、制限に変更が生じる可能性はあります。

福祉灯油については、これまでの新型コロナウイルス感染症の感染拡大により外出の自粛などを余儀なくされ、心身ともに疲弊された中、原油高騰による生活費の負担が増えたものであるため、65歳以上の高齢者の方を対象に課税世帯に1万5,000円、非課税世帯に3万円を助成したいというふうに考えています。また、身体障害者手帳の交付を受けている方がいる世帯、療育手帳の交付を受けている方がいる世帯、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方がいる世帯、ひとり親世帯の方に対しても支給の対象として助成をしたいというふうに考えております。

今後の感染予防については、現在感染状況は低水準となっており、日常生活や経済社会活動を継続できるよう行動制限の緩和の取組は進んできております。しかし、今後の感染拡大を想定した備えとして、これまでと同様にマスク着用や3密回避などの総合的な感染対策は継続をしていきます。また、3回目の新型コロナワクチン追加接種は、接種対象の方で希望する全ての方が受けられるような体制を確保していきたいというふうに考えております。

○議長（村山義明君） 宮崎さん。

○4番（宮崎泰宗君） まず、今後の感染予防等の考え方ということについては、今小林町長からご答弁いただきました。最後の部分でお答えいただいたようなおおむね基本的な感染対策については今後も継続しつつ、当面はワクチンの3回目接種に向けて対象者の中で希望する全ての方々が受けられるように進めていくということになるかと思っております。

そこで、3回目接種などについて何点が再度伺いたいと思っております。3回目の先行接種分

と言えいいのか、早く接種された医療従事者等に向けたワクチンについてはもう届いているというふうに聞きまして、事実上自治体で接種間隔を6か月にできるという話もあったりして前倒しを見越した対応を決めた自治体もあるようで、医療従事者等については接種が始まっているのではないかといいながら想定して質問したところではあったのですが、再度原則8か月ということになっていまして、中頓別町では早い方でも今年5月からですから、5月から8か月ということになると、保健福祉のほうの予算説明資料でも1月後半から接種開始予定となっているので、現状ではまだ医療従事者及び65歳以上の高齢者の方々についても接種は行えないという認識でよろしいでしょうか。また、12月中に、今月中にということですね、ファイザー製のワクチンが入荷予定ということで、それで2回接種を終えた方全員分のワクチンが確保されるということになるのか。現状では、まだ国の方針がはっきりしていないところもあるかと思いますが、再度前倒しということになっても対応していただけるのか。また、そこまで慌てるような状況でもないということで予定どおりの間隔で前倒しというふうになっても実施をしていくのかについてもいかがか伺いたいです。また、どうしても今は3回目のことというのが話題になりますけれども、個別接種の継続というところで1回目または2回目を希望される方への対応についてはどのようになっているのでしょうか。ワクチン接種の状況については、これらの点について再度伺いたいです。

それと、福祉灯油については、今回はコロナ関連ということからか、今回の補正では813万円とこれまでの町の福祉灯油事業と比較してもかなり高額な予算で、800万円というたとえば中頓別町でいえば町民1人当たりになると5,000円とか、全世帯になると1世帯1万円というような額になると思うのですが、なので対象も広範囲になるのかなと思ったところがありました。燃料代に関しては、今誰にとっても負担は大きくなっているわけですが、基本的には福祉灯油ということで対象については65歳以上の高齢者がいらっしゃる世帯ということでもいいのか。また、課税世帯で1万5,000円、非課税世帯で3万円、また障害者手帳等の交付を受けている方がいらっしゃる世帯と独り親世帯も対象ということで、これについても課税、非課税の額というのが適用されるのか。また、今回コロナ関連での福祉灯油を実施する自治体によっては、対象に加えて生活保護世帯なども対象に含めるというようなところもあるようですが、本町では今ご答弁いただいた範囲内での実施ということになるのか。これに関して想定されている世帯数等の内訳的なものも含めて教えていただけたらと思います。

加えて、これも今回の補正で計上されている子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費、これもこの冬の新型コロナウイルス感染症対策の一つになるかと思っています。当初政府の方針では、1人10万円のうちの半分の5万円分はクーポン券での支給となっていたので、ひとまず現金分の半分の5万円の支給を先行して補正する自治体が多いと思います。この点、政府の方針が今になって全額現金で支給しても構わないということになって、自治体の判断においては年収960万円の所得制限についても設けなくてもいいというのが最新

の状況かと思えます。そういう中で年内の全額給付を目指すという自治体も増えていると  
のことで、中頓別町では今回は現金5万円分のみの支給に関する予算計上ということにな  
るかと思えますが、今後クーポンなのか現金なのかなど、残りの半分の5万円分の取扱い  
等については今後どのような対応を考えておられるのか、これについても伺います。

それと、ちょっと順序が前後してしまうのですが、面会制限の関係についてはご  
答弁にもあるとおり町内の施設においてはどちらかというと福祉施設よりやはり病院のほ  
うが制限が強いということになるかと思えます。なかなか患者さん、面会できないところ  
で精神的な部分が身体的なところに影響したりもすると思えますので、これについては再  
検討いただけるということですので、状況を見ながら再度検討していただきたいと思います  
というふうに思います。

それと、飲食と移動の関係で特に飲食のほうなのですけれども、前回質問させていただ  
いたときは町内の方同士で人数的な部分で4人以内というような制限があったかなと思  
います。今回のご答弁を見ると、人数的なものが何もないので、これについては今人数的な  
制限というのは設けられていない、簡単に言うと人数は無制限というような状況なのでし  
ょうか。それと、北海道飲食店感染防止対策認証店、いわゆるこれ飲食店の第三者認証制  
度になるかと思うのですけれども、なかなか地方ではこの認証制度の認証店が増えてい  
かないという実情があるようなのですけれども、私もちょっと町内の状況把握ができてい  
なかったりするので、町内で認証店になったところ、認証制度を活用されたところ  
は何店舗かあるのか、これについても把握されているか含めて再度伺いたいと思  
います。  
○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） まず、ワクチンの3回目接種でありますけれども、まだ確定的  
ではありませんけれども、前倒しが可能になっているのかなというふうに見ています。私  
としては、既に来年の1月からということで準備をしているので、医師や看護師の確保とか、  
そこがどれだけ前に倒せるかということは何とも言えないところはあるのですけれども、  
みんなを8か月でやっていくとそれなりの時間もかかるので、できるだけ後に打った人  
たちを前倒して短期集中的に3回目を打ち終わるといようなことができないかという  
ことで今担当課のほうには検討してもらっております。ワクチンについては、既に配付され  
た分の余剰と予定どおり12月にワクチンが届けば、おおむね希望する全町民分の3回  
目分のワクチンの数として確保できるのかなというふうに考えておりますので、今申し  
上げましたようにできるだけ前倒しをして全町民が安心して生活できるような形を  
目指してさらにそれらの準備に当たってもらいたいというふうに考えております。

それと、福祉灯油の関係ですけれども、答弁書を配付した後に国からの通知もあり  
ました。生活保護の関係です。従前ですと、保護費が当たっているのに、支給でき  
ないというような制限があったのですけれども、今回は支給しても構わないという  
ような通達が入っておりますので、答弁書からはちょっと漏れていましたけれども、  
生活保護の世帯についても支給の対象にしていきたいというふうに考えています。  
あと、所得に関して課税、非

課税の考え方は、高齢者以外の方についても基本的に課税か非課税かという違いで1万5,000円か3万円というような支給になるというふうに考えています。

それと、子育て世帯への臨時特別給付金の関係でありますけれども、今定例会については先行分5万円の予算しか実は計上できておりません。ちょっと間に合わなかったということでもありますけれども、議会の皆さんにもご相談をさせていただいた上で私としては年末に10万円を一括支給したいという考え方で準備の指示をしています。できるだけ全ての対象者の方にできれば100%この年中に支給できるようにということで、そうなるとこの定例会後に補正予算をしなければいけないということが伴いますので、改めてご相談をさせていただきたいというふうに考えているところであります。

面会制限の関係については、ご理解いただいたというふうに思いますけれども、やはり家族、患者それぞれの立場、施設入所者もそうですけれども、当事者としてはやっぱり会いたいという気持ちは強いと思いますので、当事者の気持ちになって安全対策を十分に施した上でどこまでできるかというところを常に見直ししながら対応を図るようにさせたいというふうに思います。

それと、飲食の関係でありますけれども、基本的に北海道においては4人以内という制限はなくなっております。短時間でとか、深酒しないとかというようなお願い事項にはなっていますけれども、そういう感染対策を取った上での会食はできるということでもあります。

それと、第三者の認証制度、飲食店の関係、まだ本町の中では認証を受けるに至っていないと。やっぱり道の対応も大分遅れたということもあって、稚内市とか、そういうところではそういう認証が進みつつある、そういう申請とかに入っているというような話を聞いていますけれども、本町においてはまだということでもあります。ただ、各飲食店は十分に対策を取っていただいているということでもありますので、私としては感染対策をしっかり取った上でということになりますけれども、ぜひ飲食店の利用を図って町内の経済の活性化につながるようになっていただければいいなというふうに思っているところです。

答弁漏れがもしありましたら、ご指摘ください。

○議長（村山義明君） 宮崎さん。

○4番（宮崎泰宗君） 再質問、今回も答弁漏れなく、全てお答えをいただきました。ワクチンについては、基本的に予定どおりスタートして、後半のほうで接種された方を前倒ししていくというような形で考えておられるということで、ワクチンの数についても残っている分と12月分と合わせて恐らく2回接種を終えた方々皆さん打てるのではないかなと思います。町長、1点、3回目ではなくて、1回目、2回目になるような方々の対応について再度伺いたいと思います。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） ワクチンの有効な廃棄をしない活用というところもあって、そういった方については保健所を介して広域で調整しながら接種できる機会を設けていくとい

うような対応になっています。管内と連携を取って、そこは希望者が受けられるようにしっかり整えていきたいというふうに思っています。

○議長（村山義明君） 宮崎さん。

○4番（宮崎泰宗君） ありがとうございます。基本的には、いろいろ考えていくことはあると思うのですが、先ほど再質問のところで町長にご答弁いただきました特に子育て世帯への臨時特別給付金、現状5万円を補正する形になりますけれども、年内に全額現金でということで支給できるように、臨時会になるかどうか今後の対応になってくると思いますが、ぜひご対応いただけたらなというふうに思います。

今回の一般質問に関しては以上とさせていただきます。

○議長（村山義明君） これで宮崎さんの一般質問は終了しました。

ここで休憩を取りたいと思います。議場の時計で午前11時10分まで休憩といたします。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時10分

○議長（村山義明君） 休憩前に戻り会議を開きます。

引き続き、受付番号3番、議席番号6番、星川さん。

○6番（星川三喜男君） それでは、星川が一般質問させていただきます。

まず、今回は、メインとして1点のみ集中的に質問させていただきます。哺育育成センターについて質問させていただきます。当初令和5年度に事業完成であったと思いますが、今年度は哺育育成の建築が何も手つかずの状況でありました。その背景を見て地域住民、要するに酪農家の皆さんから何か人のうわさ、これは本当にうわさのうわさだったのかもしれませんが、事業完成は令和9年度までずれているという声が聞こえてきていますが、本当に令和5年度に完成に至る事業内容となっているのかお伺いします。

また、今年度から始まった弥生牧場の草地更新で今年度は約20ヘクタールを更新したと思いますが、今後どのような利用方法をするのか、併せてお伺いいたします。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 星川議員の哺育育成センターについてのご質問にお答えしたいと思います。

乳用育成牛を対象とした哺育育成センターにつきましては、現在実施しております道営畜産基盤整備事業にて整備することとしており、事業期間は令和元年度から5年度までの5年間ということになります。令和9年ということではございません。本事業の実施主体は、北海道であることから、実施予算の配分や工事の発注等につきましては北海道が担っており、本町の担当課と調整を進めながら実施しているところであります。これまでの実施状況といたしましては、哺育舎、育成舎、堆肥舎等の調査設計のほか、令和2年度に飼

料貯蔵施設、バンカーサイロについては既に整備済みということであります。ただ、令和3年度に予定をしていた堆肥舎につきましては、資材費の高騰等により入札が不調となったとの報告を受けており、本年度では施設の整備は実施されていない状況であります。今後の事業の進め方につきましては、振興局担当課と事業期間である令和5年度までに整備を終了することで協議をしており、具体的には令和4年度に育成舎、堆肥舎の整備と作業機械の一部導入、令和5年度に哺育舎、乾草舎、看視舎の整備と構内舗装等を実施する方向で調整しているところであります。このような状況から、施設の稼働につきましては当初の予定では令和5年度から6か月齢以上の育成牛の受入れを開始する計画でありましたが、令和6年度からの稼働ということになるということも視野に入れ、受入れ対応等について検討を進めているところであります。

また、本事業により神崎地区にある町営牧場と弥生地区にある町所有の採草地も草地改良を実施しており、令和3年度までに放牧地で約36ヘクタール、採草地で31ヘクタールの整備をしてきております。なお、採草地につきましては、整備後は哺育育成センターの粗飼料収穫用地として活用することとしておりますが、哺育育成センターが稼働するまでの間につきましては乾草ロール等を収穫し、町営牧場で利用するなどの活用を検討しているところであります。

○議長（村山義明君） 星川さん。

○6番（星川三喜男君） ありがとうございます。それでは、再質問させていただきます。

この事業について、やはりうわさがうわさで、今聞けば令和4年、5年には完成という話を伺ってほっとしております。これが4年、5年に延びたのではないかとということで9年頃に完成でないのかという話が出ておりました。今回の哺育育成舎についての質問は、今年、来年、再来年あたりに組合員で哺育育成舎を建てたいという方々がいるのですが、何せかんせ今いろんな資材が高騰してなかなか簡単においそれと建設着工できないというのが現実でございまして、このような事業等が令和5年度完成し、6年度から開催ということであれば、そういう組合員が利用するのではなかろうかなと思っているところがございます。町長の答弁でありましたけれども、令和5年度末にはこの事業が完成することなのですから、これは宗谷総合振興局との確約などがあるのかどうか、改めて伺いたいと思います。

それと、この事業に当たりまして、私は組合員にアンケートをもう一度取るべきではないのかなと思っておりますが、どうでしょうか、これも伺いたいと思います。というのは、1頭当たりの経費が莫大にかかるぐらいなら、やはり自分のところで哺育、育成をして育てようという組合員が数多くいられるのではなかろうかなと思っておりますし、そこまでして預けなくたって自分のところのスペースを何とかしてでも、増築してでも自分は自分のところで子供を育てたいという方も増えているのではなかろうかなと思っておりますし、そういうことからやっぱり産業課あたりでアンケートをもう一度組合員に出すべきではないのかな、聞き取りをするべきでないのかなと思っておりますが、いかがでしょうか。

それと、もう一点、草地更新されました。そこで、来春からの作業委託者をどのようにしていくのか。これも来春から肥料散布し、収穫をしていかなければ、1年、2年草地を投げしておくわけにいかないし、せっかく新しい芽が出て新しい牧草が出始めるのに手をかけないというばかなことはありませんので、どのような形で作業委託者を募るのか。作業委託者どころか、令和6年度から開始するのであれば、その会社自体の委託先を早急に決めるべきではないのか、その方に作業委託をする、要するに安価で牧草を収穫する、そうしなければ私はこの事業が成り立っていかないのではないかなと思います。というのは、今簡単に個人でいいですよとって収穫をしてくれる方々はなかなかいないと思っておりますし、町内にコントラ作業で外部者、町外から業者が来ています。その方にもやらせたらやらせたで高価な金額が取られますので、安価で本当に作業委託をしてくれる業者がいれば、業者と言ったらあれなのですけれども、1人、2人の作業員を早く私は見つけるべきではないかなと思っておりますが、そのことについて町長もしくは町としてどういうものを考えているのかお伺いいたします。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） この哺育育成センターに絡んでですけれども、計画した時点と現在の酪農を取り巻く環境の大きな状況の変化というのが生まれているのかなというふうに感じています。購入飼料とかもかなり高騰したり、設備投資しようと思っても資材費が高騰しているというような中でこれまで本町も2万トン確保を目指して増頭、増産ということに取り組もうということでありましたけれども、なかなかそうやっていくのが厳しい環境にあるし、酪農家個々の収益、経営状況も厳しくなっているというような環境にあって、その中でこの哺育育成センターをどのように運営していくのかということを考えていかなければならないだろうというふうに思っています。先般農協と懇談会をさせていただいた際にもこの哺育育成センターの運営開始に向けて農協とも相談をさせていただいて、よりよいスタートが切れるようにということで向かっていくということで協力をお願いをしております。先ほどアンケートというようなお話もありましたけれども、どういう形にせよ、農協さんを通してになるのか、しっかり農業者の方の意向を踏まえた形で今後の運営をどのようにやっていくかというところを図っていきたいというふうに思います。先ほど道営事業の確約というお話がありましたけれども、基本的にはこれ5年間という事業期間があるというふうに認識しておりますので、その中で整備を完了されるようにという考え方であるというふうに認識をしておりますので、そこに向かって予定どおり完了できるように協議を進めてまいりたいというふうに思います。

あと、細かい答弁漏れのところは、課長のほうから答えてもらうようにしたいと思います。

○議長（村山義明君） 平中産業課長。

○産業課長（平中敏志君） 私のほうから若干補足をさせていただきたいと思います。

事業期間については、今町長が言われたとおり計画上5年間ということで定まっております。

ますので、計画変更しない限り事業期間が変更になることはないということで振興局と話をさせていただいているというところでもあります。

組合員へのアンケートにつきましては、今町長のお話がありましたが、農協ともこの計画自体、事業を進めるに当たっていろいろ相談等、一緒に考えていただいているところがありますが、きちんとやっぱり利用農家さんというか、全農家さんのほうに説明というものを一度していかないといけないというのは町として考えておりました。ただ、言い訳になるかもしれませんが、こういうなかなか思うように進まないというところもあって、いつから稼働できるかというところがきちんと示せなかったものですから、なかなか説明会というものができなかったのもので、取りあえずアンケートも含めてなのですが、説明をさせていただいて、その上で利用の意向だとかということのを改めて確認していく方法を検討していきたいというふうに思います。

それと、草地更新、草地整備改良ということで進めさせていただいておりますが、2年間今のところ整備をさせていただいて、その利活用の部分であります、利用方法についてはいろいろあるかなとは思っています。個人に借りていただいているということも1つ案としてありますし、近年コントラクターみたいところで収穫作業を行っていただくということもありますし、もう一件、共同体的な、3戸共同かな、収穫作業を請け負うような組織化がされているということも聞いておまして、そこに依頼すると、委託するという考え方もあるのかなと思っております、その部分についてはどういう活用法をしていくかというのは今検討中でありまして、より効果の高いものというか、そういうことで進めていって、神崎の牧場のほうがどうしても草が秋口足りなくなるというところもあるので、そちらのほうの活用も含めてやっていきたいというふうに思っています。

最後、運営の委託先の部分については、町長も話をされておりますが、どういう運営方法が一番望ましいのかということも含めて農協さんを交えて協議を進めていきたいと思っています。基本的には、指定管理でということをおもって当初から考えておりましたので、委託ではなく指定管理で民間でやる場合には公募という形にもなろうかなというふうには考えておりますが、いずれにしても関係機関と十分に協議しながら進めていきたいというふうに考えております。

○議長（村山義明君） 星川さん。

○6番（星川三喜男君） 町長と課長の説明で分かりました。しかし、やはり説明を組合員にしっかりしていかなければ、いざ建ちました、完成しました、さあ、稼働します、中身いませんでやっつけられないのです。だから、やはり早い、今年、来春のうちに組合員に説明し、一頭でも多くここで哺育、育成ができるような策をつくっていかなければ、せっかく哺育育成センターをこの事業で立ち上げて、中身が本当に頭数足らずでにっちもさっちもいなくなったら、どこが責任を取るのかということも出てきますので、またそういう指定管理者で業務を指定管理したとしても、そこでやっつけられなくなれば、これ町費としてまた持ち出しになるのかなと。その事業が果たして本当に成果があったのかどうか

ということも問いかねられませんので、これはやっぱり慎重に説明会を組合員にして、これ農協運営でやってもらえるなら最高です。でも、この規模では絶対農協運営はしません。もっとこの倍以上なければ、農協としては手は出せない事業だと思っておりますので、せめて町内の業者が指定管理で事業を継続してもらえるなら、ずっとやってもらいたいと思いますし、その前にやはり町内の農家に対して説明をしっかりと、一軒でも多くこの事業に参加してもらうことを望みます。そういったことで、これから春までに私は早急に説明会をし、この事業の行方をはっきりと町内の組合員に打ち出すべきだと思いますが、再度お伺いします。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 星川議員のご指摘を踏まえて、進め方、スケジュールをしっかりと固めて進めるようにしたいというふうに思います。もともと農協中心に大きな農業法人の中でメガファームをつくって増頭、増産に向けて体制を構築していく、それに補完する形で町としても哺育育成センターをやるということで、町、農協両輪で今農業施策を進めているというふうに認識をしております。当時農家の方の意向を聞き取った上で本事業はスタートしていますけれども、先ほど申し上げましたように情勢も随分変わっているということです。現時点での意向というようなことをしっかりと踏まえていくと、そこを基本にしたいというふうに思っています。哺育育成センターもどうしても町営牧場、採草地の面積と整合しなければというようなところで今の規模になっておりますけれども、もちろん将来的に農家の需要が高ければ違った事業を含めて大きくしていくというようなことも考えていかなければならないというふうな認識を持っております。ただ、今道営事業を進めている中でそれに手をつけるということにもなりませんので、事業完了以降、実際に預託を始めてから状況を見ながら次の展開というようなことも考えていきたいというふうに思います。

○議長（村山義明君） 星川さん。

○6番（星川三喜男君） ありがとうございます。今の酪農業の情勢、来年度から本当にまた昔に戻るといっても言われてきています。やはり子牛の値段も下がり、乳価も下がり、生産調整という時代がまた来るといっても言われております。その中で組合員もやっぱり四苦八苦して生き延びていかなければならないということで、いろんなことも模索しながら経営に当たっているところがございますので、できる限りこういうような事業を早急に出来上がらせて組合員と共にやってもらいたいと思います。なるべく早く令和6年度のスタートに向けて行政としても頑張ってもらいたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（村山義明君） これで星川さんの一般質問は終了しました。

以上で一般質問は終了しました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前 11 時 32 分

再開 午前 11 時 32 分

○議長（村山義明君） 休憩前に戻り会議を開きます。

◎議案第 43 号

○議長（村山義明君） 日程第 8、議案第 43 号 中頓別町立学校施設の使用に関する条例の一部を改正する条例の制定の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第 43 号 中頓別町立学校施設の使用に関する条例の一部を改正する条例の制定について、工藤教育次長から説明をさせていただきます。

○議長（村山義明君） 教育次長。

○教育次長（工藤正勝君） 議案第 43 号 中頓別町立学校施設の使用に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

中頓別町立学校施設の使用に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。  
令和 3 年 12 月 15 日提出、中頓別町長。

議案 6 ページ目をお開きください。改正の要旨でございます。学校施設の使用する新たな団体、サークル活動が見込まれ、スポーツに限定した条例となっていることから、使用範囲を拡大し、これまで以上に町民のスポーツ、レクリエーションの振興、文化の向上、福祉の向上を図るため、改正するものでございます。

下段の補足説明でございますが、今後活用が見込まれる団体、サークルでございますけれども、和太鼓がございます。リズム運動とか、リズムとトレーニングを合わせたスポーツとしての一面もございますが、一般的にはスポーツとして判断し難く、通年で活動する場合使用料に大きく差が生じることを解消するものでございます。このほか、ポップス系のダンススクール、年齢や季節を問わずに運動不足を解消することができます。また、学校の改築を進めるに当たり、新たな活用に向けた足がかりとして期待するものでございます。

それでは、4 ページ、中頓別町立学校施設の使用に関する条例の新旧対照表にてご説明をさせていただきます。別表の第 6 条関係でございますが、使用区分の項中のスポーツで使用する者を社会教育関係団体が使用する場合に、それからスポーツ以外で使用する場合は社会教育関係団体以外が使用する場合に改めるものでございます。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

以上、ご説明させていただきました。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第43号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第43号 中頓別町立学校施設の使用に関する条例の一部を改正する条例の制定の件は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第44号

○議長（村山義明君） 日程第9、議案第44号 令和3年度中頓別町一般会計補正予算を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第44号 令和3年度中頓別町一般会計補正予算につきまして、笹原総務課参事から説明をさせていただきます。

○議長（村山義明君） 笹原総務課参事。

○総務課参事（笹原 等君） それでは、議案第44号 令和3年度中頓別町一般会計補正予算につきましてご説明申し上げます。

予算書1ページをお開き願います。令和3年度中頓別町一般会計補正予算。

令和3年度中頓別町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条第1項 既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ7,627万6,000円を減額し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ39億6,830万9,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

（地方債の補正）

第3条 既定の地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

令和3年12月15日提出、中頓別町長。

4ページをお開き願います。第2表、債務負担行為についてご説明いたします。今回の債務負担行為は、大家畜特別支援資金に対する利子助成金で、期間は令和3年度から令和

28年度までの26年間とするもので、限度額は借入金2,873万4,000円、1戸分ですが、これに対する利率0.1875%の年賦利子でございます。

続きまして、第3表、地方債補正、1点目は過疎対策事業債の限度額の変更でございます。起債の目的、過疎対策事業債の限度額を変更前4億1,150万円から変更後3億7,610万円とするもので、起債の方法、利率、償還の方法に変更はございません。変更事業のみご説明申し上げます。中頓別弥生線交付金事業の限度額を変更前7,060万円から変更後3,400万円とするもので、国庫補助金の減額による事業精査によりまして減額、認定こども園遊具整備事業の限度額を540万円から660万円とするもので、設計内容にトイレや休憩施設を備えた施設を追加することにより設計費を追加するものでございます。

2点目、起債の目的、辺地対策事業債の限度額を変更前4,960万円から変更後3,380万円とするもので、起債の方法、利率、償還の方法に変更はございません。内容は、秋田原野線交付金事業の限度額を3,740万円から変更後2,160万円とするもので、国庫補助金の減額による事業精査により減額するものでございます。

続きまして、事項別明細書、歳出からご説明をいたします。14ページをお開き願います。2款総務費、1項総務管理費、2目財政管理費では、既定額に27万4,000円を追加し、1,108万9,000円とするもので、内容は物品管理事業、10節需用費で庁舎内で使用する事務消耗品費として70万円を追加、17節備品購入費で印刷機購入に係る不用額分から同額を減額、財務会計管理事業、17節備品購入費で起債管理システムに係る無停電電源装置の交換に要する費用として27万4,000円を計上するものでございます。詳細につきましては、別に配付しております総務課政策経営室作成の説明資料をご参照願います。

4目財産管理費では、既定額に178万円を追加し、2,486万2,000円とするもので、町有財産維持管理事業、16節公有財産購入費で宮下定住促進団地追加造成に係る土地購入費用として同額を計上、詳細につきましては別に配付しております建設課建設グループ作成の説明資料をご参照願います。

10目情報推進費では、既定額に11万円を追加し、1,919万4,000円とするもので、中頓別町電子自治体推進事業、11節役務費で職員端末用モニター入替えに伴う旧モニターの処分費用として同額を追加。

11目新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業費では、既定額に813万円を追加し、8,420万6,000円とするもので、地方創生臨時交付金事業、19節扶助費で福祉灯油助成に係る費用として同額を新規計上。

3項1目戸籍住民基本台帳費では、既定額に67万5,000円を追加し、1,517万1,000円とするもので、住民事務事業、12節委託料で1万5,000円を、17節備品購入費で66万円をそれぞれ追加、マイナンバーカードの情報を変更する際、現在はカード裏面に手書きで記載しておりますが、インクのにじみ防止や窓口業務の負担軽減

の面から、裏書印字ができるプリンターの購入とその保守委託料に要する費用として計上するものでございます。詳細につきましては、別に配付しております総務課住民グループ作成の説明資料をご参照願います。

3款民生費、1項社会福祉費、16ページをお開きいただきまして、1目社会福祉総務費では、既定額に156万5,000円を追加し、3,025万5,000円とするもので、社会福祉総務事業、3節職員手当等で職員の住宅手当に不足が生じる見込みでありますことから6万5,000円を追加、12節委託料では地域医療提供体制と地域包括ケア構築の基本方針に基づきまして介護医療院への移行などに関するアドバイザー派遣支援に係る業務委託料として150万円を追加、詳細につきましては別に配付しております保健福祉課作成の説明資料をご参照願います。また、人件費の詳細につきましては、24ページ以降の給与費明細書をご参照いただきたいと思います。

2目老人福祉費では、既定額に587万9,000円を追加し、2億1,988万2,000円とするもので、老人福祉事業、18節負担金補助及び交付金で後期高齢者医療広域連合医療給付費負担金の令和2年度負担金額確定に伴う不足分587万9,000円を追加。

2項児童福祉費、2目児童措置費では、既定額に51万5,000円を追加し、1,683万円とするもので、児童手当支給事業、12節委託料で児童手当の制度改正に伴うシステム改修費用として50万5,000円を計上、22節償還金利子及び割引料で過年度児童手当の額確定に伴う返還金1万円を計上。

4目認定こども園費では、既定額に117万7,000円を追加し、3,637万1,000円とするもので、認定こども園事業、12節委託料で認定こども園の園庭整備に係る設計内容の追加に伴い同額を追加。

9目子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費では、新規に1,137万4,000円を計上するもので、子育て世帯への臨時特別給付金給付事業、10節需用費でコピー用紙やプリンタートナーなどの事務消耗品費20万円、11節役務費で郵便料、口座振替手数料、合わせまして2万4,000円、19節扶助費で高校生までの子供がいる世帯に対する臨時特別給付金1,115万円をそれぞれ新規計上、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえました臨時的な給付措置として実施するものになります。詳細につきましては、保健福祉課作成の説明資料をご参照願います。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目予防費では、既定額に1,602万2,000円を追加し、5,673万6,000円とするもので、内容は保健予防事業、12節委託料で検診結果等の様式の標準化、情報連携システムを整備するためのシステム改修費用として425万7,000円を追加、新型コロナウイルスワクチン接種事業、いずれも3回目のワクチン接種に向けた体制整備等に対する費用で、3節職員手当等で職員の時間外手当追加分27万8,000円を追加、10節需用費で事務消耗品費として155万2,000円、印刷製本費として8万8,000円、合わせまして164万円を追加、11節役務費、

19 ページを御覧いただきまして、郵便料13万5,000円、国保連合会事務手数料1万5,000円、新聞折り込み料1万円、合わせまして16万円を追加、12節委託料でクーポン券印刷業務委託料47万6,000円、予防接種委託料542万4,000円、システム改修委託料75万7,000円、送迎業務委託料4万6,000円、合わせまして670万3,000円を追加、17節備品購入費では小型薬品保冷庫15万7,000円、つい立て2台21万8,000円、パーティション3台12万6,000円、フラップテーブル4台17万6,000円、ドクターチェア7万9,000円、ナースチェア2脚6万2,000円、合わせまして81万8,000円を計上、18節負担金補助及び交付金で医療従事者の派遣に係る補助金216万6,000円を計上するものでございます。

3目環境衛生費では、既定額に81万円を追加し、1億684万5,000円とするもので、環境衛生事業、18節負担金補助及び交付金で合併処理浄化槽の設置整備補助金の追加申請があったことから、不足が見込まれる額として同額を追加。

5目病院費では、既定額に3,361万7,000円を追加し、3億1,558万2,000円とするもので、国民健康保険病院事業運営補助事業、18節負担金補助及び交付金で同額を追加、運営費補助分として1,680万4,000円を追加、建設改良費として介護医療院への改修工事の一般会計負担分として1,681万3,000円を計上するものでございます。

6款農林水産業費、1項農業費、3目畜産業費では、既定額に61万円を追加し、6,022万3,000円とするもので、内容は各種制度資金利子補給事業、18節負担金補助及び交付金で今年度新たに資金借入れを行う酪農家に対する利子補給補助金として5,000円を追加、畜産振興事業、18節負担金補助及び交付金で草地更新事業補助金の当初見込みの面積から実績として増加となったことによりまして不足する額60万5,000円を追加。

4目有害鳥獣対策費では、既定額に6万円を追加し、1,740万4,000円とするもので、有害鳥獣対策費、12節委託料で猟友会に所属する捕獲隊員が2名増えたことによりまして捕獲業務委託料6万円を追加。

2項林業費、20ページをお開きいただきまして、1目林業振興費では、既定額に変更はございませんが、森林整備・林業振興事業、12節委託料で役場庁舎町民ホールに展示しておりますモニュメント作製費用が当初見込みより増額となったことから、不足する49万5,000円を追加し、不用額が見込まれます18節負担金補助及び交付金から同額を減額するものでございます。

8款土木費、2項道路橋梁費、3目道路新設改良費では、既定額から1億6,554万9,000円を減額し、2億7,050万2,000円とするもので、内容は秋田原野線交付金事業、12節委託料で実測線調査設計業務3,400万円、用地確定測量業務170万5,000円、合わせまして3,570万5,000円、14節工事請負費で2,194万4,000円をそれぞれ減額、中頓別弥生線交付金事業、18節負担金補助及び交

付金で一已内橋設計道営事業負担金1億790万円を減額、両事業とも国庫補助金の減額による事業費精査によるものとなっております。

9款1項1目消防費では、既定額に56万9,000円を追加し、1億3,854万円とするもので、消防事業、18節負担金補助及び交付金で同額を追加、内容につきましては別に配付してございます一般会計予算（別紙内訳）明細書にてご説明をさせていただきますと思います。明細書の1ページを御覧いただきたいと思います。常備消防費、消防本部費で288万1,000円を減額、中頓別支署費では369万2,000円を追加、非常備消防費、中頓別消防団費では24万2,000円を減額するものでございます。詳細につきましては、2ページ以降の事務事業別にてご説明いたします。消防本部負担金では、人件費、備品購入費などで9,000円の追加となりましたが、前年度繰越金289万円が特定財源として歳入に繰り入れられ、合わせまして288万1,000円を減額するものでございます。火災原因調査事務、消防査察事務では、ともに8節旅費でコロナ禍による研修中止に伴う精査で1万6,000円、4万1,000円をそれぞれ減額、火災・救助・災害警戒防衛業務では46万2,000円を追加するもので、中頓別支署費で予定しておりました講習会の人員枠の減によりまして8節旅費、18節負担金補助及び交付金、合わせまして9万1,000円を減額した一方、消防団費では消防団員の捜索出動及び火災出動で3回分の災害出動手当を支出したことで不足となった費用弁償55万3,000円を追加するものでございます。消防学校派遣事業では、18節負担金補助及び交付金で消防学校救急科の入校負担金確定に伴い4万円を減額、消防車両・資機材整備維持管理業務では中頓別支署費、消防団費ともにガソリン及び軽油の単価高騰に伴い燃料費25万5,000円を追加、消防団訓練指導等事業では春季消防演習の中止に伴い消防団員の訓練出動手当として費用弁償78万円を減額、消防分団事務では消防団事業である北海道消防大会、宗谷管内陸地市町村交流研修会などコロナ禍の影響により中止となりまして14万1,000円を減額、庁舎・備品維持管理では中頓別支署費、消防団費ともに灯油の単価高騰に伴い燃料費23万3,000円を追加、4ページを御覧いただきまして、その他グループ内庶務では今年度2名の職員を新規採用したことによる人件費の増が主なものでございまして、2節給料で221万4,000円、3節職員手当等では89万3,000円、4節共済費では38万6,000円など、合わせまして351万8,000円を追加するものでございます。

補正予算書のほうにお戻りいただきまして、補正予算書の20ページをお開き願います。10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費では、既定額に69万1,000円を追加し、1億2,205万2,000円とするもので、教育委員会事務局事業、1節報酬でなかとん学習塾の支援員に対する報酬21万円を追加、3節職員手当等で人事異動に伴う管理職手当及び扶養手当、合わせまして48万1,000円を追加、詳細につきましては別に配付してございます教育委員会作成の説明資料をご参照願います。

2項小学校費、1目学校管理費では、既定額に325万3,000円を追加し、4,2

57万8,000円とするもので、小学校施設維持管理事業、10節需用費で燃料単価上昇による不足見込額234万円を追加、17節備品購入費で91万3,000円を追加、23ページ上段からを御覧いただきまして、教育活動継続のため感染症対策として必要となる備品、ウェブアクションカメラ2台20万9,000円、送風機2台6万6,000円、掃除用具ロッカー2台12万5,000円、配膳台4台51万3,000円をそれぞれ計上。

3項中学校費、1目学校管理費では、既定額に188万4,000円を追加し、1,747万円とするもので、中学校施設維持管理事業、10節需用費で教材用消耗品費10万円、燃料単価上昇による不足見込額98万4,000円、合わせまして108万4,000円を追加、17節備品購入費で80万円を追加、教育活動継続のため感染症対策として必要となる備品、テレビ2台42万6,000円、デジタルカメラ3台7万7,000円、送風機3万3,000円、ウェブアクションカメラ2台20万9,000円、集じん機5万5,000円、それぞれ計上でございます。

4項社会教育費、1目社会教育総務費では、既定額に27万8,000円を追加し、1,010万円とするもので、青年教育推進事業、12節委託料で成人式の開催に当たりまして対象者へのPCR検査費用として同額を計上。

8ページにお戻り願います。歳出合計、既定額から7,627万6,000円を減額し、39億6,830万9,000円とするものでございます。

続きまして、歳入についてご説明をいたします。10ページをお開き願います。

○議長（村山義明君） 時間がちょうど12時近くなりましたので、ここで議場の時計で午後1時まで昼食のため休憩したいと思います。

休憩 午後 0時00分

再開 午後 1時00分

○議長（村山義明君） 休憩前に戻り会議を開きます。

歳入から説明をお願いします。

○総務課参事（笹原 等君） それでは、続きまして歳入についてご説明をいたします。

補正予算書の10ページをお開き願います。11款1項地方交付税、1目普通交付税では、既定額に5,882万3,000円を追加し、19億6,662万3,000円とするもので、歳出の一般財源とするものでございます。

14款国庫支出金、1項国庫負担金、2目衛生費国庫負担金では、既定額に542万4,000円を追加し、1,758万5,000円とするもので、1節保健衛生費負担金に歳出の新型コロナウイルスワクチン接種事業に対する負担金として同額を計上。

2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金では、既定額に344万1,000円を追加し、6,159万2,000円とするもので、4節新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨

時交付金で経済活動の影響を受ける事業者に対する措置として追加交付となりました276万7,000円を追加するものでございます。5節社会保障・税番号制度交付金で、歳出、住民事務事業のマイナンバーカードに係るプリンター購入費と保守管理に対する補助金として67万4,000円を計上。

2目民生費国庫補助金では、既定額に1,187万9,000円を追加し、2,085万8,000円とするもので、4節子育て世帯への臨時特別給付金給付事業補助金で対象児童生徒1人に対し5万円の給付金を支給するための給付費及び事務費として1,137万4,000円を新規計上、5節子ども・子育て支援事業費補助金では歳出の児童手当支給事業のシステム改修に対する補助金として50万5,000円を計上。

3目衛生費国庫補助金では、既定額に698万1,000円を追加し、1,688万1,000円とするもので、1節保健衛生費補助金に同額を計上、ワクチン接種体制確保事業費国庫補助金417万5,000円と新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金216万6,000円につきましては歳出の新型コロナウイルスワクチン接種事業に充当される補助金として計上、検診結果の利活用に向けた情報標準化整備事業補助金64万円につきましては歳出の保健予防事業に充当される補助金として計上するものでございます。

4目土木費国庫補助金では、既定額から1億1,313万2,000円を減額し、1億6,287万2,000円とするもので、1節道路橋梁費補助金で同額を減額、秋田原野線交付金工事補助金で4,191万8,000円、中頓別弥生線交付金事業補助金で7,121万4,000円をそれぞれ減額するものでございます。

5目教育費国庫補助金では、既定額に90万円を追加し、111万9,000円とするもので、3節学校保健特別対策事業費補助金に同額を計上、感染症対策を行い、学校の教育活動の継続に対する支援として歳出の小学校施設維持管理事業及び中学校施設維持管理事業に充当される補助金でございます。

12ページをお開き願います。15款道支出金、2項道補助金、4目農林業費補助金では、既定額に3,000円を追加し、1億6,938万円とするもので、11節大家畜特別支援資金利子補給事業補助金に同額を追加、歳出の各種制度資金利子補給事業に充当される補助金でございます。

18款繰入金、1項基金繰入金、7目畜産振興基金繰入金では、既定額に60万5,000円を追加し、310万5,000円とするもので、1節畜産振興基金繰入金に同額を追加、歳出の畜産振興事業、草地更新事業補助金に充当するため繰り入れるものでございます。

21款1項町債、1目過疎対策事業債では、既定額から3,540万円を減額し、3億7,610万円とするもの、2目辺地対策事業債では既定額から1,580万円を減額し、3,380万円とするもので、いずれも内容につきましては第3表、地方債補正で説明させていただきますので、省略をさせていただきます。

6ページにお戻り願います。歳入合計、既定額から7,627万6,000円を減額し、

39億6,830万9,000円とし、歳入歳出のバランスを取っております。

以上、説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

東海林さん。

○5番（東海林繁幸君） 2点ほど伺います。

1点目は、17ページに表示されています社会福祉総務費の委託料の関係です。これ介護療養院だったか、の関係の委託費になるわけですが、説明資料見てもどうもちょっとイメージが湧かないのです。どういうことなのかというところでは、説明資料で説明しているのだけれども、病院に介護医療院をつかって、いろんな関係で今移行後に備え、スタッフの業務トレーニングやマニュアル作成など、そういったことは分かるのだけれども、基本的には移行するときに介護療養院の内容だとか、これの運営については分かってやっていることでしょうか。それがなぜアドバイザーを雇って派遣するということは、町が委託で採用するというか、委託をして、それを派遣するとあるけれども、どういうことだろう。病院へ派遣するというふうに理解していいのだろうか。それは、職員誰かアドバイザーとしての専門職員を病院へ派遣するということなのか。運営の内容、マニュアルを書類でつくってもらって、それを見てやるなんていう、そんないいかげんなものであれば必要あるかどうかといったら、内容的には相当点検して移行後のやり方も精通しているはずですよ、病院自体も。どうもイメージが湧かないのです。ちょっと説明してください。

それと、もう一点……後でもう一つ言います。では、今のだけお願いします。

○議長（村山義明君） 相馬保健福祉課長。

○保健福祉課長（相馬正志君） ただいまの質問に対しましてお答えをしたいと思います。

この委託料、病院と介護施設運営の委託料の関係では、実際に派遣をしていただく方が常時派遣していただくということではなくて、その都度、月に二、三回ですけれども、派遣をしていただいて業務、事務に必要なもの、業務に関係する内容等、介護医療院を開設するに当たり手続等をお願い、分からないところをいろいろ助言をしていただくということであります。具体的には、開設準備に向けたプロジェクトチームの選抜、業務分担等、あと異動職員の選抜や面接、説明などの支援などを行って、あと対象利用者の選定に関するアドバイス、ケアマネのサポートを含みますが、その辺のアドバイスをいただくなど、あと必要書類等の整備代行ですが、介護保険法の法的記録などの整備も必要となってきますので、そちらの現場の準備のほうも助言をしていただく、あと人員配置に基づいた実務業務のシミュレーションなども助言をしていただくような形を取っております。転換後に備えたスタッフの業務トレーニングも含めてですが、あと業務マニュアルの整備も行って、あと介護のレセプト等、こちらのほうも導入しないといけないとありますので、そちらのほうのトレーニング等も含めて助言等を全てしていただくような形で考えております。

以上です。

○議長（村山義明君） 東海林さん。

○5番（東海林繁幸君） 実は、まだ説明聞いても私には理解できないのだけれども、少なくとも何十年も病院経営しているのです、町は。それに担当する職員もスタッフもいるわけで、一体こんな程度のものにそんなアドバイザー要るのですか。総務課長もいる、病院の事務長もいるという中で今さらそんなものが必要だとは到底思えない。そういう会社ってあるのですか、アドバイザー派遣してくれるような会社。どういう会社なのか、それ。

○議長（村山義明君） 相馬保健福祉課長。

○保健福祉課長（相馬正志君） 業者につきましては、今委託しております医療系コンサルタントの会社を通じて実務系のコンサルタントを紹介していただいております。あと、ちょっと先ほど説明しましたが、介護医療院だけの派遣というか、委託ではなくて、介護医療院と併せて小規模多機能への移管含めての全てに対するスタッフとして業務、これに関してそちらのほうの支援をしていただくという形でこちらのほうを今回計上させていただいております。

○議長（村山義明君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ないようですので、質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第44号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第44号 令和3年度中頓別町一般会計補正予算は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第45号

○議長（村山義明君） 日程第10、議案第45号 令和3年度中頓別町自動車学校事業特別会計補正予算を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第45号 令和3年度中頓別町自動車学校事業特別会計補正予算につきまして、山田自動車学校長から説明をさせていただきます。

○議長（村山義明君） 山田自動車学校長。

○自動車学校長（山田和志君） 議案第45号 令和3年度中頓別町自動車学校事業特別

会計補正予算についてご説明いたします。

1 ページをお開きください。令和3年度中頓別町自動車学校事業特別会計補正予算。

令和3年度中頓別町の自動車学校事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条第1項 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ49万3,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ5,364万9,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和3年12月15日提出、中頓別町長。

事項別明細書、歳出からご説明いたします。10ページをお開きください。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費では、既定額に49万3,000円を追加し、5,364万9,000円とするものです。内容は、1節報酬で冬期作業員報酬として15万2,000円を追加、10月より高校生送迎に係る運転手を採用したことによるものです。3節職員手当等では、冬期作業員に係る通勤手当2,000円、本年4月採用した職員に係る児童手当10万円、4節共済費では冬期作業員社会保険料2万5,000円、10節需用費では施設修繕、車庫の外壁補修であります。これで21万4,000円をそれぞれ追加するものです。

6ページをお開きください。歳出合計、既定額に49万3,000円を追加し、5,364万9,000円とするものです。

続いて、歳入についてご説明いたします。8ページをお開きください。1款使用料及び手数料、1項使用料、1目自動車学校使用料で、既定額に49万3,000円を追加し、3,050万7,000円とするもので、普通車教習生授業料の追加によるものです。

4ページをお開きください。歳入合計、既定額に49万3,000円を追加し、5,364万9,000円とし、歳入歳出のバランスを取っておりますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長(村山義明君) 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第45号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第45号 令和3年度中頓別町自動車学校事業特別会計補正予算は原案のとおり可決されました。

◎議案第46号

○議長（村山義明君） 日程第11、議案第46号 令和3年度中頓別町国民健康保険事業特別会計補正予算を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第46号 令和3年度中頓別町国民健康保険事業特別会計補正予算につきまして、相馬保健福祉課長から内容の説明をさせていただきます。

○議長（村山義明君） 相馬保健福祉課長。

○保健福祉課長（相馬正志君） 議案第46号 令和3年度中頓別町国民健康保険事業特別会計補正予算についてご説明をいたします。

1ページをお開きください。令和3年度中頓別町国民健康保険事業特別会計補正予算。

令和3年度中頓別町の国民健康保険事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ99万1,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,345万1,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和3年12月15日提出、中頓別町長。

最初に、事項別明細書、歳出からご説明をいたします。10ページをお開きください。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費では、既定額に9,000円を追加し、766万3,000円とするもので、18節負担金補助及び交付金に国民健康保険中央会に対するオンライン資格確認システム及びサーバー等の運営負担金に不足が生じたため追加するものであります。

6款保健事業費、1項1目特定健康診査等事業費では、既定額に65万5,000円を追加し、585万2,000円とするもので、18節負担金補助及び交付金に北海道国民健康保険団体連合会の特定健康診査受診率向上支援等共同事業において北海道が対象者に通知するはがきの通知デザイン費用と印刷、発送関連経費の追加があったため追加するものであります。

7款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目一般被保険者保険税還付金では、既定額に32万7,000円を追加し、42万7,000円とするもので、22節償還金利子及び割引料で一般被保険者に係る保険税の過年度還付金が当初の予算額に不足が生じるため追加するものであります。

6ページをお開き願います。歳出、既定額2億1,246万円に対して99万1,000円を追加し、2億1,345万1,000円といたしました。

続きまして、歳入をご説明いたします。8ページをお開き願います。3款道支出金、1

項道負担金、1目保険給付費等交付金では、既定額に66万4,000円を追加し、1億5,728万6,000円とするもので、歳出、1款総務費の国保保険者ネットワーク運用負担金に対する経費と6款保健事業費の特定健康診査等事業費負担金の経費を道負担金で歳出と同額を追加するものであります。

5款繰越金、1項繰越金、1目その他繰越金では、既定額に32万7,000円を追加し、32万8,000円とするもので、歳出、諸支出金の一般被保険者保険税還付金の支出に係る経費を前年度繰越金で追加するものであります。

4ページをお開き願います。歳入、既定額2億1,246万円に対して99万1,000円を追加し、2億1,345万1,000円とし、歳入歳出のバランスを取っているところであります。

以上、簡単ではありますが、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第46号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第46号 令和3年度中頓別町国民健康保険事業特別会計補正予算は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第47号

○議長（村山義明君） 日程第12、議案第47号 令和3年度中頓別町国民健康保険病院事業会計補正予算を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第47号 令和3年度中頓別町国民健康保険病院事業会計補正予算につきまして、西村病院事務長から説明をさせていただきます。

○議長（村山義明君） 西村国保病院事務長。

○国保病院事務長（西村智広君） 議案第47号 令和3年度中頓別町国民健康保険病院事業会計補正予算についてご説明いたします。

1ページをお開きください。まず初めに、正誤表を提出させていただいておりますことをおわび申し上げます。全体金額に修正はございませんが、ご確認をよろしく願います。

します。

総則、第1条、令和3年度中頓別町国民健康保険病院事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出、第2条、令和3年度中頓別町国民健康保険病院事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。病院事業収益につきましては、既決予定額に1,897万円を追加し、6億3,589万4,000円とするものです。病院事業費用では、既決予定額に1,897万円を追加し、6億3,589万4,000円とするものであります。

資本的収入及び支出、第3条、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。資本的収入につきましては、既決予定額に1,681万3,000円を追加し、2,756万8,000円とするものです。資本的支出では、既決予定額に3,362万7,000円を追加し、4,900万4,000円とするものであります。なお、資本的収入が資本的支出額に対し不足する額2,143万6,000円は、当年度分損益勘定留保資金で補填する。

他会計からの補助金、第4条、予算第8条に定めた一般会計から受ける補助金の予定額を次のとおり補正する。一般会計補助金につきましては、既決予定額に3,578万3,000円を追加して3億2,503万円とするものです。

棚卸資産購入限度額、第5条、予算第9条に定めた棚卸資産購入限度額を次のとおり補正する。棚卸資産購入限度額につきましては、既決予定額に240万円を追加して5,606万7,000円とするものです。

令和3年12月15日提出、中頓別町長。

それでは、収益的収支の支出をご説明いたします。17ページをお開き願います。また、併せて提出しております病院事業会計補足説明資料をお開き願います。1款病院事業費用、1項医業費用、1目給与費は、既決予定額に1,158万1,000円を追加し、4億3,101万円とするもので、報酬に同額を計上、これは4月からのコロナウイルスワクチン対応シフト及び育児休業者の期間延長に伴う派遣看護師の配置による報酬であります。給与費の明細につきましては、7ページから14ページまでに掲載しておりますので、ご参照願います。

3目経費は、既決予定額に738万9,000円を追加し、9,182万6,000円とするもので、職員被服費に1万6,000円を追加、これは新規職員採用増による不足分を追加するものであります。次に、消耗品費に83万円を追加、これはコロナ感染対策による空気清浄機のフィルター、またペーパータオル等の消費増により3月までの見込み増を追加するものであります。次に、光熱水費に26万2,000円を追加、これは派遣看護師用住宅に係る電気16万8,000円、水道料4万6,000円、下水道料4万8,000円の見込額を追加するものであります。次に、燃料費に240万円の追加、重油単価高騰に伴う不足見込額を追加するものであります。修繕費としましては、設備機械修繕

費に85万7,000円を追加、これは建築設備定期報告及び消防設備点検で不良が確認された非常照明及び消防設備の修理を行うものであります。次に、委託料に180万4,000円を計上、これは介護医療院及び小規模多機能型居宅介護事業所の介護職員の採用に関わる採用施策の整備、求人展開支援等の支援業務委託料であり、180万4,000円の新規計上であります。次に、雑費ですが、既定額に122万円を追加、患者数の増及び出張医師派遣依頼数の増に伴うシーツ、術衣等の洗濯代の56万円を追加、派遣看護師の住宅料に66万円を新規計上するものであります。

次に、収益的収支の収入をご説明いたします。15ページをお開き願います。1款病院事業収益、3項医業外収益、3目他会計負担金は、既決予定額に1,897万円を追加し、2億3,740万8,000円とするもので、他会計負担金に同額を計上、コロナワクチン接種業務に関わる新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金分として216万6,000円の新規計上、運営費補助金として1,680万4,000円の合計1,897万円の追加計上であります。

続きまして、資本的収支の支出をご説明いたします。21ページをお開き願います。1款資本的支出、2項建設改良費、1目固定資産購入費は、既決予定額に3,362万7,000円を追加し、4,051万1,000円とするもので、施設費に同額を計上、令和4年度7月から運用予定としています介護医療院への改修費用3,362万7,000円の計上であります。本日配付いたしました補足説明資料の現時点での改修範囲、改修イメージをご参照願います。介護医療院への転用範囲につきましては、ナースステーション左の210号室より左側全体が転用範囲となります。主な改修としましては、病室5部屋を4人部屋病室4部屋と食堂兼談話室へ変更し、間仕切り家具を用いて個室空間を確保する仕様とします。また、病室、更衣室、浴室、トイレ等についても壁等の張り替えを行い、洗面所につきましては車椅子等でも利用できるよう洗面台を改修することになります。

次に、資本的収支の収入をご説明いたします。19ページをお開きください。1款資本的収入、2項負担金交付金、1目一般会計負担金は、既決予定額に1,681万3,000円を追加し、2,315万2,000円とするもので、介護医療院改修工事用の基準分の2分の1を建設改良費分として計上するものであります。

予定貸借対照表につきましては3ページに、キャッシュフロー計算書は5ページに添付いたしておりますので、ご参照願います。

以上、簡単ではありますが、説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案47号を採決しま

す。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第47号 令和3年度中頓別町国民健康保険病院事業会計補正予算は原案のとおり可決されました。

◎議案第48号

○議長(村山義明君) 日程第13、議案第48号 令和3年度中頓別町水道事業特別会計補正予算を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(小林生吉君) 議案第48号 令和3年度中頓別町水道事業特別会計補正予算につきまして、土屋建設課長から説明をさせていただきます。

○議長(村山義明君) 土屋建設課長。

○建設課長(土屋順一君) それでは、議案第48号 令和3年度中頓別町水道事業特別会計補正予算についてご説明いたします。

1ページをお開きください。令和3年度中頓別町水道事業特別会計補正予算。

令和3年度中頓別町の水道事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ87万7,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,480万8,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和3年12月15日提出、中頓別町長。

事項別明細書、歳出からご説明いたします。10ページをお開きください。1款水道費、1項総務費、1目一般管理費につきまして、既定額に87万7,000円を追加し、7,396万4,000円とするもので、2節給料について12万9,000円、3節職員手当等で39万円、4節共済費のうち共済負担金について5万3,000円を職員の昇格によりそれぞれ追加するものとなります。10節需用費では、量水器の購入で15万4,000円、14節工事請負費では量水器取替え工事について10万4,000円をそれぞれ追加しておりますが、黄金湯と今年度に期限の満了する量水器について抽出漏れがあったことから、取替えのため追加するものとなります。17節備品購入費では、兵安ポンプ室非常用発電機用消火器購入で4万7,000円を計上しておりますが、これは令和2年度に設置いたしました兵安ポンプ室の非常用発電機について燃料タンクの設置に伴い消火器等の設置が必要となるため購入するものとなります。

6 ページをお開きください。歳出合計、既定額に 8 7 万 7, 0 0 0 円を追加し、1 億 1, 4 8 0 万 8, 0 0 0 円とするものです。

続きまして、歳入についてご説明いたします。8 ページをお開きください。1 款使用料及び手数料、1 項使用料、1 目水道使用料につきましては、既定額に 2 6 万 3, 0 0 0 円を追加し、5, 5 6 2 万 2, 0 0 0 円とするもので、中頓別簡易水道使用料について追加するものでございます。

4 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金につきましては、既定額に 5 5 万 4, 0 0 0 円を追加し、5 5 万 5, 0 0 0 円とするもので、前年度繰越金を追加するものでございます。

5 款諸収入、1 項雑入、1 目雑入につきましては、既定額に 6 万円を追加し、3 0 万円とするもので、先ほど歳出でご説明いたしました量水器取替え工事料のうち、口径が 2 5 ミリ以上の量水器取替え工事料を追加するものとなります。

4 ページをお開きください。歳入合計、既定額に 8 7 万 7, 0 0 0 円を追加し、1 億 1, 4 8 0 万 8, 0 0 0 円とするものとなります。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第 4 8 号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 4 8 号 令和 3 年度中頓別町水道事業特別会計補正予算は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第 4 9 号

○議長（村山義明君） 日程第 1 4、議案第 4 9 号 令和 3 年度中頓別町下水道事業特別会計補正予算を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第 4 9 号 令和 3 年度中頓別町下水道事業特別会計補正予算につきまして、土屋建設課長から説明をさせていただきます。

○議長（村山義明君） 土屋建設課長。

○建設課長（土屋順一君） 議案第 4 9 号 令和 3 年度中頓別町下水道事業特別会計補正

予算についてご説明いたします。

1 ページをお開きください。令和3年度中頓別町下水道事業特別会計補正予算。

令和3年度中頓別町の下水道事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ30万3,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ1億7,210万1,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和3年12月15日提出、中頓別町長。

事項別明細書、歳出からご説明いたします。10ページをお開きください。1款下水道費、1項総務管理費、1目一般管理費につきまして、既定額に30万3,000円を追加し、1億2,097万8,000円とするもので、17節備品購入費について下水道管理センターで水質試験用に使用しております電子てんびんが経年劣化により計量の数値が安定しなくなってきたり、購入のため17万1,000円を計上、デジタルビュレットについても正確に分量を計測できなくなっているため水質管理に支障が出ており、購入のため13万2,000円をそれぞれ計上しております。2台とも購入から22年経過していることもあり、修理不能なため新たに購入するものとなります。詳細につきましては、事前に配付しております建設課建設グループ補正予算説明資料をご参照願います。

6ページをお開き願います。歳出合計、既定額に30万3,000円を追加し、1億7,210万1,000円とするものです。

続きまして、歳入についてご説明いたします。8ページをお開きください。4款繰越金、1項繰越金、1目繰越金では、既定額に30万3,000円を追加し、30万4,000円とするもので、前年度繰越金を追加するものでございます。

4ページをお開きください。歳入合計、既定額に30万3,000円を追加し、1億7,210万1,000円とするものでございます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長(村山義明君) 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第49号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第49号 令和3年度中頓別町下水道事業特別会計補正予算は原案のとおり可決されました。

暫時休憩。

休憩 午後 1時45分

再開 午後 1時46分

○議長（村山義明君） 休憩前に戻り会議を開きます。

◎発議第6号

○議長（村山義明君） 日程第15、発議第6号 地球温暖化、海水温上昇に伴う水産漁業被害の解明と支援策を求める意見書（案）の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

高橋さん。

○1番（高橋憲一君） 発議第6号。

令和3年12月15日、中頓別町議会議長、村山義明様。

提出者、中頓別町議会議員、高橋憲一。賛成者、中頓別町議会議員、西浦岩雄。

地球温暖化、海水温上昇に伴う水産漁業被害の解明と支援策を求める意見書（案）。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

地球温暖化、海水温上昇に伴う水産漁業被害の解明と支援策を求める意見書（案）

北海道内では、定期的実施されている海洋観測モニタリングのデータや、ブリ、マンボウなど南方系魚種の回遊が多く見られていることから、海水温の上昇が、漁業に大きく影響を及ぼしているものと推察され、地球温暖化・海水温上昇の原因の究明が急務となっている。毎年、その被害状況は増しており、サケ・サンマ等が減少し長期的には、昆布の水揚げも激減してきている。

北海道を代表する秋サケも不漁に悩まされ続けている状況は、直接的に打撃を受けている漁業従事者のみならず、関連する水産加工業者への影響も含め、地域経済に大きなダメージを与え地域の活力を削ぎ、地域の衰退を招きかねない。

このことは、新型コロナウイルス感染症対策による飲食店での消費減退に伴う魚価安が、更に水産漁業者の不安を増幅させている。また、今年9月以降赤潮が発生し、ウニや秋サケ、ブリ、ツブ、シシャモなどに被害が及び、大きな経済的損失を被るとともに、来年以降の漁に大きな不安を生じさせている。

よって国においては、次の措置を早急に講ずるよう強く要望する。

記

1. カーボンニュートラルの実現を着実にを行うこと。

2. 海水温上昇に伴う水産漁業等被害の実態調査を行うこと。
3. 被害対策の策定と支援を行うこと。
4. 長期的な水産振興策の策定と支援を行うこと。
5. 赤潮発生による被害対策と漁業支援及び地域支援を行うこと。
6. コロナ禍において、飲食店自主規制により魚価安のダメージを受けている水産漁業  
関連、地域経済に対し、緊急の経済支援策を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年12月15日、北海道中頓別町議会議長、村山義明。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、財務大臣、総務大臣、  
農林水産大臣、国土交通大臣、厚生労働大臣、環境大臣。

以上であります。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより発議第6号を採決しま  
す。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、発議第6号 地球温暖化、海水温上昇に伴う水産漁業被害の解明と支援策を求  
める意見書は原案のとおり可決されました。

#### ◎閉会中の継続調査申出について

○議長（村山義明君） 日程第16、閉会中の継続調査申出の件を議題とします。

議会運営委員会、いきいきふるさと常任委員会の各委員長から、お手元に配付しました  
申出書のとおり閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。本件については、各委員長申出のとおり決することにご異議ございませ  
んか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、各委員長から申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

#### ◎閉会の議決

○議長（村山義明君） お諮りします。

本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定によって本日で閉会したいと思います、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) ご異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長(村山義明君) これで本日の会議を閉じます。

令和3年第4回中頓別町議会定例会を閉会します。

(午後 1時52分)

上記会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

中頓別町議会議長

署名議員

署名議員